

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(平成38年12月31日まで)

秋本交指第38号 会第242号
平成28年3月15日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

放置違反金等の徴収事務実施要領の一部改正について（例規）

放置違反金等の徴収事務については、「放置違反金等の徴収事務実施要領の一部改正について（例規）」（平成19年9月14日付け秋本交指第229号、会第998号。以下「旧例規」という。）に基づき運用してきたところであるが、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）の施行に伴い、旧例規の一部を改正し、平成28年4月1日から、別添「放置違反金等の徴収事務実施要領」のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、平成28年3月31日をもって廃止する。

別添

放置違反金等の徴収事務実施要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の4第14項の規定に基づく放置違反金等の徴収事務に関し、地方税法（昭和25年法律第226号）、国税徴収法（昭和34年法律第147号。以下「国徴法」という。）、国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号。以下「国徴法施行令」という。）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

1 滞納処分

法第51条の4第14項の規定による徴収権に基づき、放置車両の使用者が放置違反金等を正當に完納しないときに、秋田県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う行政上の強制執行手続をいう。

2 徴収職員

秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号。以下「細則」という。）第7条の10第1項に規定する職員をいう。

3 滞納者

放置違反金等の納付を命じられた者で、その納付の期限までに納付しない者をいう。

4 質問及び検査

徴収職員が滞納処分のため、滞納者の財産を調査する必要がある場合に、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に対して口頭又は書面により質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することをいう。

(1) 滞納者

(2) 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

(3) 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

(4) 滞納者が株主又は出資者である法人

5 搜索

徴収職員が滞納処分のため必要があるときに、差し押えるべき財産を発見し、又は差し押えた財産の引上げ、見積価額の評定などをするために、滞納者並びに次の(1)及び(2)に掲げる第三者の物又は住居その他の場所について行う強制処分をいう。

(1) 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡しをしないとき。

(2) 滞納者の親族その他特殊関係者で滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合に、その財産の引渡しをしないとき。

6 差押え

滞納処分の第一段階であり、放置違反金等の滞納金を徴収するために、滞納者の特定財産の法律上又は事実上の処分を禁止し、これを換価できる状態にしておくことを目的とする強制処分をいう。

7 換価

差押財産を売却し金銭に換える（狭義の換価）強制的手続をいう。

第3 徴収職員の任務等

- 1 徴収職員は、公安委員会の命を受け、滞納処分を執行するものとする。
- 2 徴収職員は、滞納処分をしようとするときは、滞納処分指揮簿（様式第1号）により公安委員会の決裁を受けるものとする。
- 3 徴収職員は、滞納処分に関する質問、検査若しくは搜索又は差押えをするときは、細則第7条の10第2項に規定する徴収職員証を携帯し、関係者の請求があったときはこれを呈示しなければならない。

第4 関係書類の送達

- 1 滞納処分に関する書類（以下「関係書類」という。）は、地方税法第20条の規定の例により、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達するものとする。
- 2 郵便又は信書便による送達をするときは、次によるものとする。
 - (1) 必要と認められるときは、書留郵便若しくは配達証明郵便又は信書便の役務のうち、書留郵便又は配達証明郵便に準ずるものにより送達すること。
 - (2) 徴収職員は、郵便又は信書便により関係書類を発送したときは、当該関係書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日を徴収整理票（様式第2号）に記載しておくこと。
- 3 徴収職員は、交付送達をするときは、次によるものとする。この場合においては、送達記録書（様式第3号）を作成すること。
 - (1) 前1の規定により送達すべき場所において、当該送達を受けるべき者に関係書類を交付して行うこと。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。
 - (2) 前(1)の規定により送達すべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、その使用人その他の従業員又は関係書類の受領について相当のわきまのある者に関係書類を交付すること。
 - (3) 関係書類の送達を受けるべき者、その他前(2)に規定する者が送達すべき場所にいないとき又はこれらの者が正当な理由なく関係書類の受取りを拒んだときは、送達すべき場所に関係書類を差し置くことができる。
- 4 前1の規定により送達すべき関係書類について、当該送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、地方税法第20条の2の規定の例により、当該送達に代えて公示送達をすることができる。この場合においては、公示送達書（様式第4号）を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

第5 滞納処分の要件及び差押えの予告

徴収職員は、滞納者が督促を受け、当該督促に係る放置違反金等を督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、当該滞納者に催告通知書（様式第5号）、差押予告通知書（様式第6号）及び財産差押執行事前通知書（様式第7号）の送付による差押えの予告、文書又は電話での納付の催告、滞納者の自宅等の訪問によ

る納付の催告を行うものとする。

第6 滞納処分の記録

徴収職員は、滞納処分に関する事務を行ったときは、当該事務の概要その他必要事項を徴収整理票に記載するものとする。

第7 財産等の調査

徴収職員は、法第51条の5第2項及び国徴法第141条の規定の例により滞納者の財産を調査するときは、次によるものとする。

- 1 滞納者その他関係人に質問したときは、必要に応じてその結果を聴取書（様式第8号）に記載の上、明らかにしておくこと。この場合において、滞納者と面接したときは、放置違反金等の納付を履行させるため、できる限り当該滞納者から誓約書（様式第9号）を徴すること。
- 2 金融機関に対する預金等の調査は、「預金等の調査について」の照会書（様式第10号）を送付し、金融機関の回答を求めることにより行うこと。ただし、金融機関に直接赴いて調査を行うときは、当該金融機関の長又はこれに代わる者に滞納者に係る金融機関の預貯金等の調査証（様式第11号）を提示の上、滞納者に係る預金等に関する質問をし、又は帳簿若しくは書類を検査すること。
- 3 滞納者の給与支払者に対する給料等（国徴法第76条第1項に規定する給料等をいう。）の調査は、「滞納者に係る給料等について」の照会書（様式第12号）を送付し、滞納者の給与支払者の回答を求めることにより行うこと。回答があったときは、当該回答に基づき差押可能金額計算書（様式第13号）を作成すること。
- 4 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）の営業所に対する電話加入権の調査は、当該営業所の長又はこれに代わる者に電話加入原簿・電話加入権質原簿閲覧申請書（様式第14号）を提出の上、電話加入権質原簿等を閲覧することにより行い、その調査結果を電話加入権調査書（様式第15号）に記載すること。
- 5 その他の機関に対する調査は、調査照会書（様式第16号）により行うこと。

第8 搜索

徴収職員は、国徴法第142条から第145条までの規定の例により搜索を行うときは、次によるものとする。

- 1 国徴法第146条の規定の例により搜索調書（様式第17号）を作成し、搜索調書の謄本（様式第18号）を搜索を受けた滞納者又は第三者及びこれらの者以外の立会人があるときはその立会人に交付すること。
- 2 前1の規定は、第9の規定によりそれぞれの差押調書を作成する場合には適用しない。この場合においては、差押調書の謄本を前1の第三者及び立会人に交付すること。

第9 財産の差押え

1 徴収職員は、動産又は有価証券の差押えをするときは、次によるものとする。

- (1) 国徴法第56条第1項の規定の例により動産（同法第54条第1号に規定する動産をいう。以下同じ。）又は有価証券を差し押えたときは、同法第54条の規定の例により動産差押調書（様式第19号）を作成し、動産差押調書の謄本（様式第20号）を滞納者に交付すること。

- (2) 差し押えた動産又は有価証券を即時搬出するときは、動産差押調書にその旨を付記すること。
- (3) 滞納者の動産又は有価証券で国徴法第58条第1項に規定する第三者が占有するものについて、当該第三者が引渡しを拒むときは、次の措置を執ること。
- ア 滞納者が他に換価が容易であり、かつ、当該滞納に係る放置違反金等の全額を徴収することができる財産を有しないと認められるときに限り、当該引渡しを拒んだ第三者に対して引渡命令書（様式第21号）により引渡命令を発すること。この場合、当該滞納者に対しては、引渡命令通知書（様式第22号）により通知するものとする。
- イ 前アの引渡命令に係る動産又は有価証券が徴収職員に引き渡されたとき、又は当該命令を受けた第三者が指定された期限までに徴収職員等にその引渡しをしないときは、当該動産又は有価証券を差し押えることができる。
- (4) 国徴法第60条第1項の規定の例により、必要があると認めるときは、差し押えた動産又は有価証券を滞納者又は当該財産を占有する第三者に保管させることができる。この場合において、動産差押調書に保管を命ずる旨を付記するとともに、当該財産に封印（様式第23号）又は公示書（様式第24号）をはり付けるなどの方法により差し押えた旨を表示すること。
- 2 徴収職員は、債権の差押えをするときは、次によるものとする。
- (1) 国徴法第62条第1項及び第2項の規定の例により債権（同法第54条第2号に規定する債権をいう。以下同じ。）を差し押えるときは、同法第62条第1項の規定の例により債権差押通知書（様式第25号）及び同法第54条の規定の例により債権差押調書（様式第26号）を作成し、第三債務者に債権差押通知書を、滞納者に債権差押調書の謄本（様式第27号）を送付すること。
- (2) 国徴法第65条の規定の例により債権に関する証書（以下「債権証書」という。）を取り上げたときは、国徴法施行令第28条第1項の規定の例により取上調書（様式第28号）を作成し、取上調書の謄本（様式第29号）を滞納者その他当該処分を受けた者に交付すること。この場合において、債権証書の取上げに際し、第8の1の捜索調書又は前(1)の債権差押調書を作成するときは、これらの調書に当該債権証書の名称その他必要事項を付記して取上調書に代えることができる。
- (3) 国徴法第67条第1項の規定の例により差し押えた債権の取立てをしたときは、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）に定める領収証書を第三債務者に交付しなければならない。
- (4) 給料等を差し押えるときは、前(1)及び前(3)の規定によるほか、次によること。
- ア 国徴法第76条第5項の規定により、給料等の差押えについて滞納者の承諾があるときは、滞納者から給料等の差押承諾書（様式第30号）を徴すること。
- イ 第三債務者たる給与支払者に債権差押通知書を送付する場合において、滞納者から給料等の差押承諾書を徴しているときは債権差押通知書に当該給料等の差押承諾書の写しを添付し、滞納者から給料等の差押承諾書を徴していないときは債権差押通知書に「給料等の差押えについて」の計算例示（様式第31号）を添付すること。

ウ 給料等の差押えについては、その取立てが数回に及ぶこととなっても、国徴法第66条の規定の例により、差押え後に支払われるべき給料等に及ぶこととなるため、重ねて債権差押通知書及び債権差押調書を作成しないこと。

エ 給料等の差押えの合計額が徴収すべき放置違反金等の額に達したときは、第三債務者たる給与支払者に支払完了通知書（様式第32号）により通知すること。

3 電話加入権の差押え

徴収職員は、国徴法第73条第1項の規定の例により電話加入権を差し押えるときは、同項及び同法第54条の規定の例により、電話加入権差押通知書（様式第33号）及び電話加入権差押調書（様式第34号）を作成し、当該電話加入権を有する者の住所地を管轄するN T T営業所の長（以下「所轄N T T営業所長」という。）に電話加入権差押通知書の正本及び副本を、滞納者に電話加入権差押調書の謄本（様式第35号）を送付すること。この場合において、当該電話加入権差押通知書の副本は、その送付を受けた所轄N T T営業所長において受付の上、返送されるので、保管しておくものとする。

第10 質権者等に対する差押えの通知

1 徴収職員は、財産を差し押えた場合において、当該財産が国徴法第55条各号に掲げる財産であるときは、同条の規定の例により同条各号に掲げる者（以下「質権者等」という。）のうち知っている者に差押通知書により通知しなければならない。ただし、動産又は有価証券で当該通知を受けるべき者が占有するものを差し押えたときは、その者に動産差押調書の謄本を交付するものとする。

2 前1の規定による通知は、第9の規定により動産差押調書、債権差押調書及び電話加入権差押調書の謄本の交付を受けた者に対しては、通知することを要しないものとする。

第11 差押財産の搬出

徴収職員は、差押財産を搬出するときは、次によるものとする。

1 第9の1の(4)の規定により動産差押調書の謄本の交付を受けた者に保管させている動産又は有価証券が、公売又は随意契約による売却等がなされることとなったときは、滞納者に差押財産搬出予告通知書（様式第36号）を送付して、財産を搬出する旨及び放置違反金等を納付すべき旨を通知すること。

2 前1の規定により通知を受けた滞納者が、なお当該通知に係る放置違反金等を納付しないときは、当該通知に係る財産を搬出すること。この場合において、差押財産搬出調書（様式第37号）を作成し、差押財産搬出調書の謄本（様式第38号）を滞納者又は当該財産を占有する第三者及びこれらの者以外の立会人があるときはその立会人に交付するものとする。

第12 差押財産等の管理

交通指導課長は、徴収職員から差し押えた動産若しくは有価証券又は取り上げた債権証書の引渡しを受けたときは、次によるものとする。

1 動産若しくは有価証券又は債権証書の引渡しを受けたときは、施設設備のある場所に保管するとともに、その出納の状況を差押財産出納簿（様式第39号）に記載して、経緯を明らかにしておくものとする。

2 差押財産の処分状況その他必要事項を差押財産管理簿（様式第40号）に記載し、そ

の経緯を明らかにしておくものとする。

第13 差押えの解除

- 1 徴収職員は、国徴法第79条第1項の規定の例により同項各号のいずれかに該当することとなったときは差押えを解除しなければならず、同条第2項の規定の例により同項各号のいずれかに該当することとなったときは差押財産の全部又は一部について、その差押えを解除することができる。
- 2 徴収職員は、国徴法第80条第1項及び第2項の規定の例による差押えの解除に係る通知及び手続をするときは、次によるものとする。
 - (1) 解除に係る差押財産が動産又は有価証券であるときは、滞納者に差押解除通知書（様式第41号）を送付すること。この場合において、当該解除に係る差押財産を滞納者又は当該財産を占有する第三者に保管させているときは、当該差押解除通知書に当該保管に係る者において封印、公示書その他差押えを明白にするために用いた物（以下「封印等」という。）を取り除くべき旨を付記し、当該保管に係る者に封印等を取り除かせることができる。
 - (2) 解除に係る差押財産が債権であるときは、滞納者及び第三債務者に前(1)の差押解除通知書を送付すること。
 - (3) 解除に係る差押財産が電話加入権であるときは、滞納者及び所轄N T T 営業所長に電話加入権差押解除通知書（様式第42号）を送付すること。
なお、所轄N T T 営業所長については、正本及び副本を送付するものとする。
- 3 徴収職員は、差押えの解除に伴い、占有している動産、有価証券若しくは自動車又は取り上げた債券証書を引き渡すときは、国徴法第80条第4項又は第5項の規定の例により行わなければならない。この場合において、徴収職員は、これらの財産又は債券証書の引渡しを受けるべき者から差押財産受領証（様式第43号）を徴するものとする。
- 4 交通指導課長は、国徴法第81条の規定の例により差押えを解除した場合においては、質権者等のうち知れている者及び交付要求又は参加差押えをしている者があるときは、前2に規定するそれぞれの差押解除通知書により通知するものとする。

第14 交付要求及び参加差押え

交通指導課長は、交付要求及び参加差押えをするときは、次によるものとする。

- 1 国徴法第82条第1項の規定の例により交付要求をするときは、強制換価手続（同法第2条第12号に規定する強制換価手続をいう。）を行った執行機関（同法第2条第13号に規定する執行機関をいう。以下同じ。）に交付要求書（様式第44号）を送付するとともに、滞納者及び質権者等のうち知れている者に交付要求通知書（様式第45号）により通知すること。
- 2 国徴法第86条第1項の規定の例により同項に規定する交付要求（以下「参加差押え」という。）をするときは、参加差押書（様式第46号）を作成し、滞納処分を行った行政機関その他の者（以下「行政機関等」という。）に送付するとともに、滞納者及び質権者等のうち知れている者に参加差押通知書（様式第47号）により通知すること。
この場合において、参加差押えに係る財産が電話加入権であるときは、電話加入権参加差押書（様式第48号）を作成し、滞納処分を行った行政機関等に送付するとともに

に、所轄N T T営業所長、滞納者及び質権者等のうち知っている者に電話加入権参加差押通知書（様式第49号）により通知すること。

なお、所轄N T T営業所長については、電話加入権参加差押通知書の正本及び副本により通知するものとする。

- 3 交付要求又は参加差押えをしたときは、当該交付要求又は参加差押えに係る配当を受けるため、交付要求書又は参加差押書を送付した執行機関又は行政機関等に国徴法第130条第1項の規定の例により債権現在額申立書（様式第50号）を提出すること。
- 4 国徴法第84条第1項の規定の例により交付要求を解除するときは、当該交付に係る執行機関、滞納者及び質権者等のうち知っている者に交付要求解除通知書（様式第51号）により通知すること。
- 5 国徴法第88条第1項において準用する同法第84条第1項の規定の例により参加差押えを解除するときは、当該参加差押えに係る行政機関等、滞納者及び質権者等のうち知っている者に参加差押解除通知書（様式第52号）により通知すること。この場合において、参加差押えに係る財産が電話加入権であるときは、当該参加差押えに係る行政機関等、所轄N T T営業所長、滞納者及び質権者等のうち知っている者に電話加入権参加差押解除通知書（様式第53号）により通知すること。

なお、所轄N T T営業所長については、電話加入権参加差押解除通知書の正本及び副本により通知するものとする。

第15 差押財産の換価

警務部会計課長（以下「会計課長」という。）は、差押財産を換価するときは、次によるものとする。

- 1 公売又は随意契約による売却の予告及び決定
 - (1) 差押財産（国徴法第89条第1項に規定する差押財産及び同条第2項に規定する差し押えた債権のうち換価することができるものをいう。以下第15及び第16において同じ。）を公売に付し、又は随意契約により売却しようとするときは、公売の日又は随意契約により売却する日（以下「公売期日等」という。）の少なくとも14日前までに、滞納者に差押財産公売等予告通知書（様式第54号）を送付して、その旨及び放置違反金等を納付すべき旨を通知すること。
 - (2) 前(1)の規定により通知を受けた滞納者が当該通知に係る放置違反金等を次の2の(1)の規定による公売通知書を送付する日又は第15の3の(2)の規定による随意契約による売却通知書を発する日の前日までに納付しないときは、当該通知に係る差押財産を公売に付すること、又は随意契約により売却することを決定するものとする。
- 2 公売
 - (1) 差押財産を公売に付するときは、国徴法第95条の規定の例により公売の日の少なくとも10日前までに公売公告書（様式第55号）を公安委員会の掲示板に掲示して公告するとともに、同法第96条の規定の例により、滞納者、公売に付する財産（以下「公売財産」という。）につき交付要求又は参加差押えをした者及び公売財産上に質権等の権利を有する者（以下「利害関係人」という。）のうち知っている者に公売通知書（様式第56号）を送付して、公売に付する旨の通知すること。

- (2) 国徴法第98条の規定の例により公売財産の見積価額を決定して、見積価額調書(様式第57号)を作成すること。
- (3) 国徴法第99条第1項の規定の例により公売財産の見積価額を公告しなければならない財産を公売に付する場合において、当該見積価額を前(1)の規定による公告前に決定しているときは同(1)の公売公告書により、当該見積価額を同(1)の規定による公告後に決定したときは見積価額公告書(様式第58号)により、同項各号に規定する日までに公安委員会の掲示板に掲示して公告すること。
- (4) 国徴法第99条第2項の規定の例により見積価額を公告しない財産を公売するときは、前(2)の見積価額調書を封筒に入れ、封をして、公売の日に公売する場所に置くこと。
- (5) 国徴法第94条第1項の規定の例による公売は、原則として入札の方法により行うこと。
- (6) 入札は、国徴法第101条の第1項及び第2項の規定の例により入札しようとする者から入札書(様式第59号)を差し出させることにより行うこと。
- (7) 開札は、国徴法第101条第3項の規定の例により、入札者が開札に立ち会わないときは他の警察職員を開札に立ち合わせること。
- (8) 国徴法第104条の規定の例により、最高価申込者(見積価額以上の入札者のうち最高の価額による入札者をいう。以下同じ。)を定めなければならない。この場合において、公売財産が同法第104条の2第1項に規定する不動産等(以下「不動産等」という。)であるときは、同項、同条第2項又は第3項の規定の例により次順位買受申込者(見積価額以上の価額で、かつ、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額による入札者をいう。以下同じ。)を定めること。
- (9) 国徴法第105条の規定の例により、種類及び価額が同じ財産を一時に多量に入札の方法により公売する場合において、必要があると認めるときは、複数落札入札制(同条第1項に規定する複数落札入札制をいう。)によることができる。
- (10) 最高価申込者及び次順位買受申込者(以下「最高価申込者等」という。)を定めるときは、直ちにその氏名及び価額(前(9)の複数落札入札制による場合には、数量及び単価)を呼び上げた後、入札の終了を告知しなければならない。

3 随意契約による売却

- (1) 国徴法第109条第1項の規定の例により、同項各号のいずれかに該当するときは、差押財産を公売に代えて、随意契約により売却することができる。
- (2) 随意契約により売却することを決定したときは、随意契約売却決定書(様式第60号)を作成するとともに、随意契約により売却する日の7日前までに、滞納者、随意契約により売却する財産につき交付要求又は参加差押えをした者及び当該財産に係る利害関係人のうち知れている者に、随意契約による売却通知書(様式第61号)を送付すること。
- (3) 国徴法第109条第2項において準用する同法第98条の規定の例により見積価額を決定し、前2の(2)の見積価額調書を作成すること。
- (4) 国徴法第109条第1項第1号又は第3号に該当する場合において、差押財産を売却するときは、随意契約により買受けをしようとする者(以下「買受申込書」とい

う。)から買受申込書(様式第62号)を差し出させるものとする。

- (5) 会計課長は、買受申込書の買受価額が見積価額以上であるときは、当該買受申込書を随意契約により買受人となるべき者を定めなければならない。この場合において、買受申込者が2人以上あるときは、買受価額が最高の価額である買受申込者を随意契約により買受人となるべき者とする。

第16 売却決定

会計課長は、差押財産の売却の決定をするときは、次によるものとする。

- 1 国徴法第111条の規定の例により、動産、有価証券又は電話加入権を換価に付するときは、公売期日等において、最高価申込者(随意契約により売却する場合における買受人となるべき者を含む。以下同じ。)に対して売却決定をすること。
- 2 国徴法第113条第1項の規定の例により、不動産等を換価に付するときは、公売期日等から起算して7日を経過した日において、最高価申込者に対して売却決定をすること。
- 3 国徴法第113条第2項の規定の例により、次順位買受申込者を定めている場合において、同項各号の規定の例のいずれかに該当する処分又は行為があったときは、当該各号に規定する日において、次順位買受申込者に対して売却決定をすること。

第17 売却決定の取消し等

会計課長は、差押財産の売却の決定を取り消すときは、次によるものとする。

- 1 国徴法第115条第4項又は同法第117条の規定の例により売却決定を取り消すときは、当該売却決定に係る買受人に売却決定取消通知書(様式第63号)を交付すること。
- 2 国徴法第114条の規定の例により最高価申込者等又は買受人から入札又は買受けの取消しの申出があったときは、当該取消申出者から換価財産の入札等の取消申出書(様式第64号)を提出させること。この場合において、当該取消申出者から買受代金を受領しているときは、当該買受代金を当該取消申出者に返還し、領収書(様式第65号)を徴するものとする。

第18 買受代金の収納

会計課長は、買受人から換価に付した財産(以下「換価財産」という。)の買受代金を収納するときは、次によるものとする。

- 1 買受人の買受代金については、買受代金納付書(様式第66号)に現金を添えて納付させること。
- 2 買受代金を受領したときは、買受人に第9の2の(3)の領収証書を交付すること。

第19 換価財産の権利移転手続

会計課長は、買受人が買受代金を納付したときは、次により換価財産の権利移転手続をするものとする。

- 1 換価財産が動産であるときは、当該買受人に引き渡し、当該買受人から換価財産受領書(様式第67号)を徴すること。
- 2 換価財産が有価証券であるときは、当該有価証券を買受人に引き渡し、当該買受人から前1の買受財産受領書を徴するとともに、国徴法第120条第1項の規定の例により、当該有価証券に係る権利の移転につき滞納者に裏書、名義変更又は流通回復の手続をさせる必要があるときは、期限を指定して、これらの手続をさせること。ただし、

同条第2項の規定の例により、滞納者がその期限までにこれらの手続をしないときは、滞納者に代わってその手続を執るものとする。

- 3 換価財産が債権であるときは、国徴法第118条及び同法第122条の規定の例により、買受人及び第三債務者に売却決定通知書（様式第68号）を交付しなければならない。この場合において、第9の2の(2)の規定により取り上げた債権証書があるときは、これを買受人に引き渡すとともに、前1の換価財産受領書を徴すること。
- 4 換価財産が電話加入権であるときは、国徴法第118条及び同法第122条第1項の規定の例により、買受人及び所轄N T T営業所長に電話加入権売却決定通知書（様式第69号）を交付すること。

なお、所轄N T T営業所長については、正本及び副本を交付するものとする。

第20 換価代金の配当

会計課長は、換価代金の配当をするときは、次によるものとする。

- 1 国徴法第129条第1項及び第4項から第6項までの規定の例により、差押財産の売却代金又は有価証券若しくは最近の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭（以下「換価代金」という。）を配当しなければならない。
- 2 前1の規定の例により換価代金等を配当しようとするときは、国徴法第131条の規定の例により、配当計算書（様式第70号）を作成するとともに、換価財産が買受代金の納付の日（配当計算書に係る換価財産が金銭による取立ての方法により換価したものであるときは、その取立ての日）から3日以内に、債権現在額申立書を提出した者、同法第130条第2項後段の規定の例により金額を確認した債権を有する者及び滞納者に対する交付のため、配当計算書の謄本（様式第71号）を交付すること。
- 3 前2の規定により配当計算書の謄本を交付するときは、国徴法第132条第1項の規定の例により、同条第2項の規定の例による日を換価代金等の交付期日とし、当該配当計算書の謄本に当該交付期日を付記すること。
- 4 換価代金等の交付期日において換価代金等を交付したときは、当該換価代金等の交付を受けた者から換価代金等領収書（様式第72号）を徴すること。
- 5 国徴法第129条第2項の規定の例により、差し押えた金銭又は交付要求若しくは参加差押えにより交付を受けた金銭をそれぞれの差押え又は交付要求若しくは参加差押えに係る放置違反金等に充て、滞納者に充当済通知書（様式第73号）を送付すること。
- 6 前1の規定により配当した金銭又は前5の規定により充当した金銭に当該残余の金銭を滞納者に交付し、当該滞納者から残余金領収書（様式第74号）を徴すること。

第21 収納の手続

会計課長は、放置違反金等の滞納処分に伴い、第20の1の規定により放置違反金等を配当し、又は第20の5の規定により放置違反金等に充当した金銭については、財務規則の規定に基づき、収納の手続を執るものとする。

第22 滞納処分の執行停止等

- 1 交通指導課長は、地方税法第15条の7第1項の規定の例により、滞納者が次のいずれかに該当すると認められるときは、滞納処分の執行を停止することができるものとする。
 - (1) 滞納処分をすることができる財産がないとき。

(2) 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

(3) 滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

2 交通指導課長は、執行停止を決定したときは、滞納者に対し滞納処分執行停止通知書（様式第76号）により通知するものとする。

3 交通指導課長は、滞納処分の執行を停止した後、3年以内に停止事由が解消したと認めるときは、その執行停止を取り消すとともに、滞納処分執行停止取消通知書（様式第77号）により滞納者に通知するものとする。

第23 不納欠損処分

交通指導課長は、放置違反金等について、次のいずれかに該当したときは、財務規則の規定に基づき、不納欠損処分を行うものとする。

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第236号の規定により消滅時効が完成したとき。

2 債務者である法人の清算が終了したとき。

3 滞納処分の執行停止から3年が経過したとき。

第24 不服申立て及び取消訴訟に関する教示

放置違反金等の滞納処分に係る審査請求については、公安委員会に対して行うこととなるので、このことに留意の上、審査請求に関する教示をするものとする。また、放置違反金等の滞納処分に係る取消しの訴えについては、当該滞納処分の審査請求を経た後でなければ提起することができないことも併せて教示するものとする。

(裏)

年度 / 違反金(含滞納金)		
標 章 番 号		
登 録 車 両 番 号		
登 録 車 体 番 号		
車 名		
車 検 有 効 年 月 日		
反 則 告 知 年 月 日		
管 轄 警 察 署		
使 用 者 住 所		
使用者氏名 (名称)		
登 録 使 用 者 住 所		
登録使用者氏名(名称)		
運 転 者 住 所		
運 転 者 氏 名		
弁 明 通 知 日	弁明書提出(仮納付)期限	弁明通知公示送達日(期限)
納 付 命 令 発 出 日	納 付 命 令 期 限	納付命令公示送達日(期限)
督 促 状 発 出 日	督 促 納 付 期 限	督促状公示送達日(期限)
納付命令の原因となる事実(違反年月日・違反場所・違反形態)		
参考事項		

様式第3号

送 達 記 録 書	
年 月 日	
次のとおり送達しました。	
(所属) 徴収職員 ⑩	
送達を受けるべき者	住 所 等
	氏 名 等
書類の名 称及び送 達 数	
受取人の 署名（記 名）押印	
送達した 年月日時	年 月 日 午 時 分
送達した 場 所	
備 考	


秋公委交指第 号

公 示 送 達 書

道路交通法第51条の4第18項の規定により、次のとおり公示します。

なお、送達すべき書類は、秋田県警察本部交通部交通指導課に保管していますから、送達を受ける者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日

秋田県公安委員会 

送達する書類の名称	氏 名 (名 称)	摘 要

(注) 秋田県県税条例第23条の例によるもので、この公示をした日から起算して7日を経過したときに、当該通知の送達があったものとみなされます。

秋公委交指第 号
年 月 日

殿

秋田県公安委員会 印

催 告 通 知 書

あなたが納付すべき放置違反金等が未納となっています。

下記履行期限までに納付しない場合には、あなたの財産について滞納処分を行うこととなりますので、あらかじめ通知します。

既に納付し、本書と行き違いの場合には、収納事務が未了のためですので、御了承ください。

標章番号	
件名	
納付額	
延滞金	
合計額	
* 延滞金は 月 日までの計算で年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額となります。	

履行期限	年 月 日
------	-------

秋公委交指第 号
年 月 日

殿

秋田県公安委員会 印

差押予告通知書

あなたが納付すべき放置違反金等が未納となっています。

下記履行期限までに納付しない場合には、あなたの財産について滞納処分を行うこととなりますので、あらかじめ通知します。

既に納付し、本書と行き違いの場合には、収納事務が未了のためですので、御了承ください。

標章番号	
件名	
納付額	
延滞金	
合計額	
* 延滞金は 月 日までの計算で年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額となります。	

履行期限	年 月 日
------	-------

秋公委交指第 号
年 月 日

殿

秋田県公安委員会 印

財 産 差 押 執 行 事 前 通 知 書

あなたが納付すべき放置違反金等が未納となっています。
つきましては、納付の公平上、次により財産差押えを執行することにしましたので通知します。
なお、滞納処分 of 執行を逃れる目的をもって、財産の隠匿又は偽装売買等をした場合は処罰されますので、申し添えます。

財産差押執行予定日	
差 押 予 定 財 産	
標 章 番 号	
件 名	
納 付 額	
延 滞 金	
合 計 額	
* 延滞金は 月 日までの計算で年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額となります。	

- 注) 1 既に納付され、本書と行き違いの場合には、収納事務が未了のためです
ので悪しからず御了承ください。
2 金融機関から納付したときは、必ず下記あてに連絡してください。

履 行 期 限	年 月 日
---------	-------

照 会 先

様式第9号

誓 約 書

私が秋田県公安委員会に納入すべき放置車両に係る放置違反金

円につきましては、 年 月 日までに納入するこ

とを誓約します。

なお、不履行の場合は、いかなる処分を受けても不服を申しません。

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

住所

氏名



備考

この様式に準じた任意の様式を使用してもよい。

様式第10号

秋公委交指第 号
年 月 日

殿

秋田県公安委員会 印

預金等の調査について（照会）

御多忙中のところ恐縮ですが、道路交通法第51条の4第14項の規定に基づく放置違反金等の徴収のため必要がありますので、次の者に係る照会事項について調査の上、別添回答書により御回答くださるようお願いいたします。

なお、この照会は道路交通法第51条の5第2項及び国税徴収法第141条の規定に基づくものです。

記

1 調査対象者

- (1) 住所
- (2) 氏名

2 照会事項

- (1) 預貯金の有無
- (2) 預貯金の口座種別、口座番号及び預貯金残高
- (3) 最終の出入金日
- (4) 貸付の有無
- (5) 貸付の種類及び現在の貸付残高
- (6) その他の参考となる事項

照会警察 の所在地			
担当者の 課・係 氏名		担当者印	
電話番号			

別添（回答書）

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

金融機関名

次の者の預金等の状況は、次のとおりです。

刃がナ

氏名（名称）

生年月日

住所（所在地）

（旧住所等）

（注）届出の住所にはにチェックしてください。また相違する場合はその住所を記入してください。

1 預金の状況（ 年 月 日現在）

支店名	支店		支店	
預金の種類	口座番号	金額	口座番号	金額
普通預金				
当座預金				
通知預金				
定期預金				
積立定期				
定期積立				
その他 ()				

2 貸付の有無 有 無（ 年 月 日現在）

貸付の形式 証券 手形
貸付の担保 有 無
貸付の金額 _____ 円

3 保護預かりの有無 有 無（ 年 月 日現在）

4 組合等の持分の有無 有 無（ 年 月 日現在）

5 出入金の状況（ ）

別紙の明細書のとおり

年 月 日以降取引なし

※ 回答書に資料を添付していただいた場合は、各項目の記載は必要ありません。

金融機関の預貯金等の調査証

預貯金者

現住所

旧住所

氏名

地方税の滞納処分の例により放置車両に係る放置違反金等を徴収するため、道路交通法第51条の5第2項及び国税徴収法第141条の規定により、上記の者（預貯金の名義は異なっているが、上記の者と同一であると認められる者を含む。）に係る取引を調査する必要があることを証する。

調査事項 預貯金残高・異動明細・貸付の有無及びその残高

調査担当者 秋田県警察本部交通部交通指導課
徴収職員

調査金融機関

年 月 日

秋田県公安委員会



様式第12号

秋公委交指第 号
年 月 日

殿

秋田県公安委員会 印

滞納者に係る給料等について（照会）

御多忙中のところ恐縮ですが、道路交通法第51条の4第14項の規定に基づく放置違反金等の徴収のため必要がありますので、次の者の給料等の支給状況について、別添回答書により 年 月日までに御回答くださるようお願いいたします。

なお、この照会は道路交通法第51条の5第2項及び国税徴収法第141条の規定に基づくものです。

住 所	
氏 名	

照会警察 の所在地			
担当者の 課・係 氏 名		担当者印	
電話番号			

別添（回答書）

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

住所（所在）

氏名（名称）



給料等の支給状況について（回答）

次の者の給料等の支給状況は、次のとおりです。

記

住所		氏名		
給料等支給額 (直近 月 日 支給分)	月額給料 (控除前)	円	賞 与 (控除前)	円
	支給日		年 回 支給日 月 日 支給日 月 日	
支払方法	<input type="checkbox"/> 現金支給 <input type="checkbox"/> 口座振込(振込先 銀行 支店)			
控 除 額 (直近 月 日 支給分)	1 所得税	円	その他(住宅取得控除等)	
	2 市町村県民税	円		
	3 社会保険料	円		
扶 養 家 族	氏 名	続柄	氏 名	続柄
生命保険料等 控 除 額 (年末調整額)	4 生命保険料(保険会社名 :)	円		
	5 損害保険料(保険会社名 :)	円		
そ の 他 参 考 事 項				
給与事務担当者	所属	氏名		

様式第13号

差 押 可 能 金 額 計 算 書		
給 料、法 定 控 除 額 等		金 額
① 給料等の月額		円
② 国税徴収法 第76条第1 項に規定す る差押禁止 額	1号	給料等から徴収される源泉徴収所得税額
	2号	地方税額
	3号	社会保険料等
	4号	政令で定める金額
	5号	{① - (1号 + 2号 + 3号 + 4号の合計額)} × 20 / 100。ただし (4号の金額 × 2) の金額を限度とする。
	合計	1号 + 2号 + 3号 + 4号 + 5号の合計額
③ 差押可能金額		① - (②欄の合計額)

政令で定める金額（上記②の4号欄の金額）

家 族 数 (本人を含む)	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人 以 上
金 額	円 100,000	円 145,000	円 190,000	円 235,000	1人を超えるごとに45,000円を加算する。

(計算上の留意点)

- 1 給料等の月額については、1,000円未満の端数を切り捨てる。
- 2 ②欄については、1,000円未満の端数を切り上げる。

備考

この様式に準じた任意の様式を使用してもよい。

様式第15号

電話加入権調査書

電話局名 局

調査者		調査年月日		担当者		総回線数		
電話の表示		局番			局番			
滞納者	住所							
	氏名							
加入原簿 (基本情報)	加入者	契約者名						
		設置場所						
		住所						
	電話の種類					住宅用・事務用		
	連絡先・掲載							
	差押	年月日 No.						
執行機関								
加入権質原簿 (登録請求書)	登録の日付 No.							
	質権者	住所						
		氏名						
	債務者	住所						
氏名								
債権額及び弁済期								
備考								

様式第16号

秋公委交指第 号
年 月 日

殿

秋田県公安委員会 印

調 査 照 会 書

御多忙中のところ恐縮ですが、道路交通法第51条の4第14項の規定に基づく放置違反金等の徴収のため必要がありますので、下記の事項について調査の上、御回答くださるようお願いいたします。

なお、この照会は道路交通法第51条の5第2項及び国税徴収法第141条の規定に基づくものです。

記

- 1 調査対象者
住所又は所在地
氏名又は名称
- 2 調査事項

照会警察 の所在地			
担当者の 課・係 氏 名		担当者印	
電話番号			

別添（回答書例）

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

住所
名称



次の者の契約状況は次のとおりです。

住所
氏名

契約の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
契約者名			
契約者住所 (電話番号)			
連絡先			
(電話番号)			
契約年月日			
料金支払方法	<input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> クレジットカード <input type="checkbox"/> 振込用紙		
	口座振替	銀行名	
		支店名	
		口座種別	
		口座番号	
		口座名義人	
	クレジットカード	会社名	
会員番号			
	払込用紙送付先		
参考事項			

備考 照会内容に応じた回答書を使用すること。

様式第18号

捜 索 調 書 (謄 本)								
殿						秋公委交指第 年 月 日	号 日	
秋田県公安委員会 徴収職員						㊟		
道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、次のとおり捜索したので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第146条第1項の規定の例によりこの調書を作成する。								
滞納者	住 所 等							
	氏 名 等							
滞納金額	年度	納 期 限	放置違反金	延 滞 金		計	備 考	
		・ ・	円	円	円	円		
		・ ・						
	合 計							
捜索した 場所又は物								
捜索日時		年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで						
		上記の捜索に立ち会い、捜索調書謄本を受領しました。						㊟
		年 月 日 ()						
		年 月 日 ()						㊟
		年 月 日 ()						

- 注1 延滞金については、この捜索調書作成の日までのものです。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 3 この処分の取消しの訴えは、2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 4 次のいずれかに該当するときは、2の審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 備考 「滞納金額」欄が不足するときは、様式第17号の別紙を使用すること。

様式第20号

動 産 差 押 調 書 (謄 本)							
殿						秋公委交指第 年 月 日	号 日
秋田県公安委員会 徴収職員						㊟	
道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、次のとおり財産を差し押えたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定の例によりこの調書を作成する。							
滞納者	住 所 等						
	氏 名 等						
滞納金額	年度	納 期 限	放置違反金	延 滞 金		計	備 考
		・ ・	円	円	円	円	
		・ ・					
	合 計						
差 押 財 産							
滞納処分のため 検索した場 所又は物			検索 日時	年 月 日 午 時 分から午 時 分まで			
上記の検索に立ち会い、差押調書謄本を受領しました。 (年 月 日)			㊟				
差押調書謄本（検索を受けた者あて）を受領しました。 (年 月 日)			㊟				
上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を命ずる。 (年 月 日)			秋田県公安委員会 徴収職員 ㊟				

- 注1 延滞金については、この動産差押調書作成の日までのものです。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 3 この処分の取消しの訴えは、2の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 4 次のいずれかに該当するときは、2の審査請求に対する判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 備考
- 1 「差押財産」欄が不足するときは、様式第19号の「差押財産目録」を使用すること。
 - 2 「滞納金額」欄が不足するときは、様式第17号の別紙を使用すること。
 - 3 差し押さえた動産又は有価証券を即時搬出するときは、「差押財産」欄にその旨を記載すること。

様式第21号

引 渡 命 令 書							
殿						秋公委交指第 号 年 月 日	
秋田県公安委員会 印							
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第58条第2項の規定の例により、あなたが占有している次の財産を徴収職員に引き渡すことを命じます。</p>							
滞 納 者	住 所 等						
	氏 名 等						
滞 納 金 額	年 度	納 期 限	放置違反金	延 滞 金		計	備 考
		・ ・	円	円	円	円	
		・ ・					
	合 計						
引 渡 命 令 財 産	(名称、数量、性質及び所在)						
引渡期限		年 月 日					
引渡場所							
				取扱者	徴収職員 ㊟		

- 注1 延滞金については、この引渡命令書作成の日までのものです。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 3 この処分の取消しの訴えは、2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 4 次のいずれかに該当するときは、2の審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 「滞納金額」欄が不足するときは、様式第17号の別紙を使用すること。

様式第22号

引 渡 命 令 通 知 書							
殿						秋公委交指第 号 年 月 日	
秋田県公安委員会 印							
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第58条第2項の規定の例により、次の者が占有している財産を引き渡すことを命じます。</p>							
財産占有者 (引渡しを命じられた者)		住所等					
		氏名等					
滞 納 金 額	年度	納 期 限	放置違反金	延 滞 金		計	備 考
		・ ・	円	円	円	円	
		・ ・					
	合 計						
引 渡 命 令 財 産	(名称、数量、性質及び所在)						
引渡期限		年 月 日					
引渡場所							
備 考							
				取扱者	徴収職員 印		

- 注1 延滞金については、この引渡命令通知書作成の日までのものです。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 3 この処分の取消しの訴えは、2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 4 次のいずれかに該当するときは、2の審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 備考 「滞納金額」欄が不足するときは、様式第17号の別紙を使用すること。

年	月	日
差押		
放置違反金等の滞納処分差押財産		
秋田県公安委員会		
印		
(注意) この封印を損壊、又はその他の方法をもって無効にした者は、 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条の規定により罰せ られることがあります。		

備考 用紙の大きさは縦13.0センチメートル、横4.5
センチメートルとする。

様式第24号

公 示 書				
<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">年 月 日</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">秋田県公安委員会 印</div> <p>次の財産は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第47条の規定の例により差し押えたものである。</p> <p>なお、この公示書を損壊し、又はその他の方法をもって無効にした者は、刑法（明治40年法律第45号）第96条の規定により罰せられることがあります。</p>				
滞 納 者	住所等			
	氏名等			
差押財産の所在				
差 押 財 産 の 表 示	番号	名 称	数量	性 質 等

様式第25号

債 権 差 押 通 知 書							
殿						秋公委交指第 号 年 月 日	
						秋田県公安委員会 徴収職員	㊟
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、次の債権を差し押さえますので、履行期限までに秋田県公安委員会あて支払ってください。</p> <p>なお、この通知を受けた後は、債権者に支払ってもその支払いは無効です。</p>							
滞 納 者	住所等						
	氏名等						
滞 納 金 額	年 度	納 期 限	放置違反金	延 滞 金		計	備 考
		・ ・	円	円	円	円	
		・ ・					
	合 計						
差 押 債 権	債 務 者	住所等				氏名等	
履行期限							

- 注1 延滞金については、この債権差押通知書作成の日までのものです。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 3 この処分の取消しの訴えは、2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 4 次のいずれかに該当するときは、2の審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 「滞納金額」欄が不足するときは、様式第17号の別紙を使用すること。

様式第26号

債 権 差 押 調 書							
秋公委交指第						号	
年 月						日	
秋田県公安委員会							
徴収職員						印	
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、次の債権を差し押えたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定の例によりこの調書を作成する。</p> <p>なお、差押えの後は、この債権の取立て、その他の処分を禁じます。</p>							
滞 納 者	住所等						
	氏名等						
滞 納 金 額	年 度	納 期 限	放置違反金	延 滞 金		計	備 考
		・ ・	円	円	円	円	
		・ ・					
	合 計						
差 押 債 権	債 務 者	住所等				氏名等	
履行期限							
差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。 年 月 日 () 印							
債権差押通知書（第三債務者）を受領しました。 年 月 日 () 印							

注 延滞金については、この債権差押調書作成の日までのものです。

備考 「滞納金額」欄が不足するときは、様式第17号の別紙を使用すること。

様式第27号

債 権 差 押 調 書 (謄本)							
殿		秋公委交指第 号 年 月 日					
		秋田県公安委員会 徴収職員 ㊟					
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、次の債権を差し押えたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定の例によりこの調書を作成する。</p> <p>なお、差押えの後は、この債権の取立て、その他の処分を禁じます。</p>							
滞 債 納 債 者 者	住所等						
	氏名等						
滞 納 金 額	年 度	納 期 限	放置違反金	延 滞 金		計	備 考
		・ ・	円	円	円	円	
		・ ・					
	合 計						
差 押 債 権	債 務 者	住所等				氏名等	
履行期限							
差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。 年 月 日 () ㊟							
債権差押通知書（第三債務者）を受領しました。 年 月 日) ㊟							

- 注1 延滞金については、この債権差押調書作成の日までのものです。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 3 この処分の取消しの訴えは、2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 4 次のいずれかに該当するときは、2の審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 「滞納金額」欄が不足するときは、様式第17号の別紙を使用すること。

様式第29号

取 上 調 書 (謄 本)		
秋公委交指第 号 年 月 日		
殿 秋田県公安委員会 徴収職員 ㊟		
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、次の証書を取り上げたので、国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号）第28条第1項の規定の例によりこの調書を作成する。</p>		
滞納者	住所等	
	氏名等	
取り上げた証書	証書の名称等	差押財産
<p>取上調書の謄本を受領しました。 年 月 日 () ㊟</p>		
<p>取上調書の謄本（処分を受けた者あて）を受領しました。 年 月 日 () ㊟</p>		

- 注1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 3 次のいずれかに該当するときは、1の審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第30号

給 料 等 の 差 押 承 諾 書		
年 月 日		
秋田県公安委員会 殿		
住所		
氏名 ㊟		
<p>私が支払者から受ける毎月の給料等のうち金 円については、差押えをされることを承諾します。</p>		
支 払 者	住 所 等	電 話
(債 務 者)	氏 名 等	
給料等の差押えについて応答できる者	役職(係)名	電 話
	氏 名	
特 記 事 項		

様式第31号

滞納者の給料等のうち、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第76条第1項の規定の例により差押えが禁止される部分がありますので、次の方法により計算し、③の差押可能金額を求めて、秋田県警察本部にお支払ください。

（計算例）

給料、法定控除額等			金額
① 給料等の月額			289,000円
② 国税徴収法第76条第1項に規定する差押禁止額	1号	給料等から徴収される源泉徴収所得税額	6,000
	2号	地方税額	11,000
	3号	社会保険料等	19,000
	4号	政令で定める金額（※家族数4人の場合）	235,000
	5号	{① - (1号 + 2号 + 3号 + 4号の合計額)} × 20 / 100。ただし(4号の金額 × 2)の金額を限度とする。	3,600
	合計	1号 + 2号 + 3号 + 4号 + 5号の合計額	274,600
③ 差押可能金額		① - (②欄の合計額)	14,400

政令で定める金額（上記②の4号欄の金額）

家族数 (本人を含む。)	1人	2人	3人	4人	5人以上
金額	円 100,000	円 145,000	円 190,000	円 235,000	1人を超えるごとに45,000円を加算する。

（計算上の留意点）

- 1 給料等の月額については、1,000円未満の端数を切り捨てる。
- 2 ②欄については、1,000円未満の端数を切り上げる。
- 3 その他不明な点があれば、秋田県警察本部交通部交通指導課に連絡してください。

支 払 完 了 通 知 書

秋公委交指第 号
年 月 日

殿

秋田県公安委員会 印

氏 名
住 所

上記滞納者（債権者）の放置違反金等に係る滞納金を徴収するため、あなたから支払われる
を 年 月 日差し押えましたが、 年 月 日その滞納金額に達
しましたので通知します。

様式第33号

取扱電話局	支店(営業所)						
電 話 加 入 権 差 押 通 知 書							
秋公委交指第 号 年 月 日							
殿							
秋田県公安委員会 徴収職員 ㊟							
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、次の電話加入権を差し押えましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第73条第1項の規定の例により通知します。</p>							
滞納者	住所等						
	氏名等						
滞納金額	年度	納期限	放置違反金	延滞金		計	備考
		・ ・	円	円	円	円	
		・ ・					
	合 計						
差押財産	局 番	電話番号	電話機の設置場所			備考	

注 延滞金については、この電話加入権差押通知書作成の日までのものです。

備考 「滞納金額」欄が不足するときは、様式第17号の別紙を使用すること。

様式第34号

取扱電話局	支店(営業所)						
電 話 加 入 権 差 押 調 書							
秋公委交指第 号 年 月 日							
秋田県公安委員会 徴収職員 ㊟							
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、次の電話加入権を差し押えましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定の例によりこの調書を作成する。</p>							
滞納者	住所等						
	氏名等						
滞納金額	年度	納期限	放置違反金	延滞金		計	備考
		・ ・	円	円	円	円	
		・ ・					
	合 計						
差押財産	局番	電話番号	電話機の設置場所			備考	
<p>差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。 年 月 日 () ㊟</p>							

注 延滞金については、この電話加入権差押調書作成の日までのものです。
備考 「滞納金額」欄が不足するときは、様式第17号の別紙を使用すること。

様式第35号

取扱電話局	支店(営業所)						
電話加入権差押調書(謄本)							
秋公委交指第 号 年 月 日							
殿							
秋田県公安委員会 徴収職員 ㊦							
<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、次の電話加入権を差し押えましたので、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定の例によりこの調書を作成する。</p>							
滞納者	住所等						
	氏名等						
滞納金額	年度	納期限	放置違反金	延滞金		計	備考
		・	円	円	円	円	
		・					
	合計						
差押財産	局番	電話番号	電話機の設置場所			備考	
<p>差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日 () ㊦</p>							

- 注1 延滞金については、この電話加入権差押調書作成の日までのものです。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 3 この処分の取消しの訴えは、2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 4 次のいずれかに該当するときは、2の審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 「滞納金額」欄が不足するときは、様式第17号の別紙を使用すること。

様式第36号

差 押 財 産 搬 出 予 告 通 知 書							
殿						秋公委交指第 号 年 月 日	
秋田県公安委員会 印							
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、 年 月 日財産の差押えをしましたが、その滞納放置違反金等がまだ納付されていません。</p> <p>年 月 日までに滞納放置違反金等が納付されないときは、 に保管させている次の財産を搬出します。</p>							
搬 出 に 係 る 財 産	名 称		性 質 及 び 所 在			数 量	
滞 納 金 額	年度	納 期 限	放置違反金	延 滞 金	計	備 考	
		・ ・	円	円	円		
		・ ・					
	合 計						

注 延滞金については、この差押財産搬出予告通知書作成の日までのものです。
備考 「滞納金額」欄が不足するときは、様式第17号の別紙を使用すること。

様式第41号

差 押 解 除 通 知 書		
		秋公委交指第 号 年 月 日
殿		秋田県公安委員会 印
次の財産の差押えを解除しましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第 条第 項の規定の例により通知します。		
滞 納 者	住所等	
	氏名等	
差 押 解 除 財 産	名称、数量、性質及び所在	差押年月日
備 考		

備考

- 1 通知文中の国税徴収法の規定の例による根拠条項は、それぞれ次のように記載すること。
 - (1) 動産又は有価証券の差押えの解除を滞納者に通知する場合 第80条第1項
 - (2) 債権の差押えの解除を滞納者に通知する場合 第80条第2項
 - (3) 債権の差押えの解除を第三債務者に通知する場合 第80条第1項
 - (4) 質権者等のうち知っている者及び交付要求又は参加差押えをしている者に差押えの解除を通知する場合 第81条
- 2 封印等を取り除かせる場合は、「備考」欄に次のように記載すること。
 - (1) 滞納者に保管させている財産を滞納者に取り除かせる場合 差押財産に取り付けている封印等を取り除いて下さい。
 - (2) 第三者に保管させている財産を第三者に取り除かせる場合 差押財産に取り付けている封印等は、あなたから保管者に連絡し、保管者により取り除かせてください。

様式第42号

取扱電話局	支店(営業所)					
電話加入権差押解除通知書						
秋公委交指第 号 年 月 日						
殿						
秋田県公安委員会 印						
次の電話加入権の差押えを解除しましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第 条 第 項の規定の例により通知します。						
滞 納 者	住所等					
	氏名等					
差 押 解 除 電 話 加 入 権	局 番	電話番号	電話機の設置場所	営業所差押通知書交付		
				年 月 日	番 号	
備 考						

備考 通知文中の国税徴収法の規定の例による根拠条項は、それぞれ次のように記載すること。

- 1 滞納者に通知する場合 第80条第2項
- 2 所轄のNTT営業所長に通知する場合 第80条第1項
- 3 質権者等のうち知れている者交付要求又は参加差押えをしている者に通知する場合 第81条

様式第44号

交 付 要 求 書							
殿						秋公委交指第 号 年 月 日	
秋田県公安委員会 印							
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、次の財産について、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第1項の規定の例により交付要求をします。</p>							
滞 納 者	住所等						
	氏名等						
滞 納 金 額	年 度	納 期 限	放置違反金	延 滞 金		計	備 考
		・ ・	円	円	円	円	
		・ ・					
	合 計						
交 付 要 求 財 産	(名称、数量、性質及び所在)						
	執行機関名				差押月日		

注 延滞金については、この交付要求書作成の日までのものです。

備考 「滞納金額」欄が不足するときは、様式第17号の別紙を使用すること。

様式第45号

交 付 要 求 通 知 書							
<p style="text-align: right;">秋公委交指第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">秋田県公安委員会 印</p>						<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、次の財産について、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項（第82条第3項において準用する同法55条）の規定の例により通知します。</p>	
滞 納 者	住所等						
	氏名等						
滞 納 金 額	年 度	納 期 限	放置違反金	延 滞 金		計	備 考
		・ ・	円	円	円	円	
		・ ・					
	合 計						
交 付 要 求 財 産	(名称、数量、性質及び所在)						
	執行機関名				差押月日		

- 注1 延滞金については、この交付要求通知書作成の日までのものです。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
 - 3 この処分の取消しの訴えは、2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
 - 4 次のいずれかに該当するときは、2の審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 「滞納金額」欄が不足するときは、様式第17号の別紙を使用すること。

様式第46号

参 加 差 押 書							
殿						秋公委交指第 号 年 月 日	
秋田県公安委員会 印							
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、次の財産について、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第86条第1項の規定の例により参加差押えをします。</p>							
滞 納 者	住所等						
	氏名等						
滞 納 金 額	年 度	納 期 限	放置違反金	延 滞 金		計	備 考
		・ ・	円	円	円	円	
		・ ・					
	合 計						
参 加 差 押 財 産	(名称、数量、性質及び所在)						
	執行機関名				差押月日		

注 延滞金については、この参加差押書作成の日までのものです。

備考 「滞納金額」欄が不足するときは、様式第17号の別紙を使用すること。

様式第47号

参加差押通知書							
秋公委交指第 号 年 月 日							
殿							
秋田県公安委員会 印							
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、次の財産について、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第86条第2項（第86条第4項において準用する同法55条）の規定の例により通知します。</p>							
滞納者	住所等						
	氏名等						
滞納額	年度	納期限	放置違反金	延滞金		計	備考
		・	円	円	円	円	
	合計						
参加差押財産	(名称、数量、性質及び所在)						
	執行機関名					差押月日	
参加差押年月日			年 月 日				

- 注1 延滞金については、この参加差押通知書作成の日までのものです。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 3 この処分の取消しの訴えは、2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 4 次のいずれかに該当するときは、2の審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考

- 1 通知文中の国税徴収法の規定の例による根拠条項は、それぞれ次のように訂正すること。
 - (1) 滞納者に通知する場合は、第86条第2項
 - (2) 質権者等のうち知れている者に通知する場合は、第86条第4項において準用する同法第55条
- 2 「滞納金額」欄が不足するときは、様式第17号の別紙を使用すること。

様式第48号

取扱電話局	支店(営業所)						
電 話 加 入 権 参 加 差 押 書							
秋公委交指第 号 年 月 日							
殿							
秋田県公安委員会 印							
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、次の財産について、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第86号第1項の規定の例により参加差押えをします。</p>							
滞納者	住所等						
	氏名等						
滞納金額	年度	納期限	放置違反金	延滞金		計	備考
		・	円	円	円	円	
		・					
	合計						
参加差押財産	局番	電話番号	電話機の設置場所			備考	
	執行機関名				差押月日		

注 延滞金については、この参加差押調書作成の日までのものです。

備考 「滞納金額」欄が不足するときは、様式第17号の別紙を使用すること。

様式第49号

取扱電話局	支店(営業所)						
電話加入権参加差押通知書							
秋公委交指第 号 年 月 日							
殿							
秋田県公安委員会 印							
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、次の財産について、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第86条第2項（第86条第4項において準用する同法55条）の規定の例により通知します。</p>							
滞納者	住所等						
	氏名等						
滞納金額	年度	納期限	放置違反金	延滞金		計	備考
		・	円	円	円	円	
		・					
	合計						
参加差押財産	局番	電話番号	電話機の設置場所			備考	
	執行機関名				差押月日		

- 注1 延滞金については、この参加差押通知書作成の日までのものです。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 3 この処分の取消しの訴えは、2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 4 次のいずれかに該当するときは、2の審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考

- 1 通知文中の国税徴収法の規定の例による根拠条項は、それぞれ次のように訂正すること。
 - (1) 滞納者及び所轄のNTT営業所長に通知する場合は、第86条第2項
 - (2) 質権者等のうち知れている者に通知する場合は、第86条第4項において準用する同法第55条
- 2 「滞納金額」欄が不足するときは、様式第17号の別紙を使用すること。

様式第50号

債 権 現 在 額 申 立 書							
殿						秋公委交指第 号 年 月 日	
						秋田県公安委員会 印	
次の財産について交付要求（参加差押え）をした放置違反金等の現在額は、次のとおりである。							
滞 納 者	住所等						
	氏名等						
公 売 財 産	(名称、数量、性質及び所在)						
滞 納 金 額	年 度	納 期 限	放置違反金	延 滞 金		計	備 考
		・ ・	円	円	円	円	
		・ ・					
	合 計						
交付要求（参加差押え）年月日			年 月 日				
備 考							

注 延滞金については、この債権現在額申立書作成の日までのものです。

様式第51号

交付要求解除通知書			
		秋公委交指第 号 年 月 日	
殿		秋田県公安委員会 印	
次の財産に係る交付要求を解除しましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第84条第2項（第84条第3項において準用する同法第 条第 項）の規定の例により通知します。			
滞納者	住所等		
	氏名等		
交付要求解除に係る財産	(名称、数量、性質及び所在)		交付要求年月日
	執行機関名		交付要求解除年月日 年 月 日
備考			

備考 通知文中の国税徴収法の規定による根拠条項は、それぞれ次のように記載すること。

- 1 交付要求に係る執行機関に通知する場合は、第84条第2項
- 2 滞納者に通知する場合は、第84条第3項において準用する同法第82条第2項
- 3 質権者等のうち知っている者に通知する場合は、第84条第3項において準用する同法第55条

様式第52号

参加差押解除通知書			
		秋公委交指第 号 年 月 日	
殿		秋田県公安委員会 印	
次の財産に係る参加差押えを解除しましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第84条第2項（第84条第3項において準用する同法第 条第 項）の規定の例により通知します。			
滞納者	住所等		
	氏名等		
参加差押を解除する財産	(名称、数量、性質及び所在)		交付要求年月日
	執行機関名		交付要求解除年月日 年 月 日
備考			

備考 通知文中の国税徴収法の規定による根拠条項は、それぞれ次のように記載すること。

- 1 交付要求に係る執行機関に通知する場合は、第88条第1項において準用する同法第84条第2項
- 2 滞納者に通知する場合は、第88条第1項において準用する同法第84条第3項において準用する同法第82条第2項
- 3 質権者等のうち知っている者に通知する場合は、第88条第1項において準用する同法第84条第3項において準用する同法第55条

様式第53号

取扱電話局	支店(営業所)				
電話加入権参加差押解除通知書					
<p style="text-align: right;">秋公委交指第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">秋田県公安委員会 印</p> <p>次の電話加入権に係る参加差押えを解除しましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第84条第2項（第84条第3項において準用する同法第 条第 項）の規定の例により通知します。</p>					
滞納者	住所等				
	氏名等				
差押解除電話加入権	局番	電話番号	電話機の設置場所	営業所差押通知書交付	
				年 月 日	番 号
	行政機関名		参加差押解除	年 月 日	
備考					

備考 通知文中の国税徴収法の規定による根拠条項は、それぞれ次のように記載すること。

- 1 交付要求に係る執行機関に通知する場合は、第88条第1項において準用する同法第84条第2項
- 2 滞納者に通知する場合は、第88条第1項において準用する同法第84条第3項において準用する同法第82条第2項
- 3 質権者等のうち知っている者に通知する場合は、第88条第1項において準用する同法第84条第3項において準用する同法第55条
- 4 所轄のNTT営業所長に通知する場合は、第88条第3項

様式第54号

差押財産公売等予告通知書							
秋公委交指第 号 年 月 日							
殿							
秋田県公安委員会 印							
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、 年 月 日財産の差押えをしましたが、その滞納放置違反金等がまだ納付されていません。</p> <p> 年 月 日までに滞納放置違反金等が納付されないときは、次の財産を公売等に付します。</p>							
公 売 財 産	(名称、数量、性質及び所在)						
滞 納 金 額	年度	納 期 限	放置違反金	延 滞 金		計	備 考
		・ ・	円	円	円	円	
		・ ・					
	合	計					
備 考							

注 延滞金については、この差押財産公売等予告通知書作成の日までのものです。

備考 「滞納金額」欄が不足するときは、様式第17号の別紙を使用すること。

様式第55号

公 売 公 告 書				
秋田県公安委員会公告第 号 次により差押財産の公売をします。 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条第1項及び第99条第1項の規定の例により公告 します。 年 月 日 <div style="text-align: right;">秋田県公安委員会 印</div>				
番 号	公 売 財 産		公売保証金	見積価格
	名 称 、 性 質 及 び 所 在	数 量		
			円	円
公売の方法	入 札	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで		
及び日時	開 札	年 月 日 午 時 分		
公 売 の 場 所				
売却決定	日 時	年 月 日 午 時 分	場所	
代 金 納 付 期 限		年 月 日 午 時		
買受人についての資格その他の要件		滞納者及び滞納処分に関する事務に従事する警察職員並びに国税徴収法第108条第1項の規定に該当する者は、買受人として入札に参加する資格がありません。		
配当を受ける者の権利の申出		上記公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を当公安委員会（警察本部）に申し出てください。		
備考				

備考

- 1 公売財産に関する欄が不足するときは、別紙の「公売財産目録」を使用すること。
- 2 この公告時に見積価額を公告しないときは、公告文中の国税徴収法の規定の例による根拠条項の「及び第99条第1項」の文言を削除すること。

様式第56号

公 売 通 知 書							
				秋公委交指第 号 年 月 日			
殿				秋田県公安委員会 印			
次により差押財産を公売します。 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第96条の規定の例により通知（催告）します。							
滞納者	住所等			氏名等			
番 号	公 売 財 産			公売保証金	見積価額		
	名 称 、 性 質 及 び 所 在		数 量				
				円	円		
公売の方法 及び日時		入 札 開 札	年 月 日 午 時 分 から 午 時 分 まで 年 月 日 午 時 分				
公 売 の 場 所							
売却決定	日 時	年 月 日 午 時 分			場 所		
代金納付期限		年 月 日 午 時					
買受人についての資格 その他の要件		滞納者及び滞納処分に関する事務に従事する警察職員並びに国税徴収法第108条第1項の規定に該当する者は、買受人として入札に参加する資格がありません。					
債権現在額申立書 提出の催告		上記売却財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を当公安委員会(警察本部)に申し出てください。					
公 売 に 係 る 滞 納 金 額	年 度	納 期 限	放置違反金	延 滞 金		計	備 考
		・ ・	円	円	円	円	
		・ ・					
	合 計						

注1 延滞金については、この公売通知書作成の日までのものです。

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法第19条の4に規定する日がこの期間内にあるときは、その日まで）に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- この処分の取消しの訴えは、2の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、判決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 次のいずれかに該当するときは、2の審査請求に対する判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、(2)又は(3)に該当する場合であっても、地方税法第19条の4に規定する日後は、処分の取消しの訴えを提起することはできません。
 - 審査請求があった日の翌日から3か月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 「公売財産」に関する欄が不足するときは、様式第55号の別紙を、「公売に係る滞納金額」欄が不足するときは、様式第17号の別紙を使用すること。

様式第59号

入 札 書			
年 月 日			
秋田県公安委員会 殿			
住所			
氏名 ㊟			
<p style="text-align: center;">年 月 日付け秋田県警察本部公告第 号による公売公告及び入札心得書承諾の上、次のとおり入札します。</p> <p style="text-align: center;">なお、落札した場合は、指定期日までに必ず買受代金を納付します。</p>			
番 号	公 売 財 産 の 名 称 等	数 量	入 札 価 額
			円
<p>(注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入札書は、公売財産の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。 3 入札価額の頭部には、「金」又は「¥」の文字を付けてください。 4 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい用紙を請求してください。 5 架空の名義又は他人の名義を使わないでください。 6 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。 			

備考 下欄の空白部分は、最高価申込者等を決定する場合に使用すること。

様式第60号

決 裁			整 理 番 号	第 号	
			決裁年月日	. .	
随 意 契 約 売 却 決 定 書					
次のとおり随意契約により売却することを決定する。					
滞 納 者	住 所 等				
	氏 名 等				
売 却 財 産	番 号	名 称, 性 質 及 び 所 在		数 量	
理 由					
売 却	日 時	年 月 日 午 時 分 から 午 時 分 まで			
	場 所	秋田県警察本部			
売却決定	日 時	年 月 日 午 時 分 から 午 時 分 まで			
	場 所	秋田県警察本部			
代金納付期限		年 月 日 午 時			
通 知	氏 名	滞 納 者			
	年 月 日
備 考					

様式第61号

随意契約による売却通知書							
秋公委交指第 号							
年 月 日							
殿							
秋田県公安委員会 印							
次により差押財産を売却します。 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第109条第4項において準用する同法第96条第1項の規定の例により通知します。							
滞納者	住所等			氏名等			
番号	売却財産					見積価額	
	名称、性質及び所在			数量			
						円	
売却		日時	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで				
		場所					
売却決定		日時	年 月 日 午 時 分		場所		
代金納付期限		年 月 日 午 時					
買受人の資格その他の要件		滞納者及び滞納処分に関する事務に従事する警察職員並びに国税徴収法第108条第1項の規定に該当する者は、買受申込者として買受申込の資格がありません。					
債権現在額申立書提出の催告		上記売却財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を当公安委員会（警察本部）に申し出てください。					
公金 売額 に係る 滞納	年度	納期限	放置違反金	延滞金		計	備考
		・	円	円	円	円	
	合計						

- 注1 延滞金については、この随意契約による売却通知書作成の日までのものです。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法第19条の4に規定する日がこの期間内にあるときは、その日まで）に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 3 この処分の取消しの訴えは、2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 4 次のいずれかに該当するときは、2の審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、(2)又は(3)に該当する場合であっても、地方税法第19条の4に規定する日後は、処分の取消しの訴えを提起することはできません。
- (1) 審査請求があった日の翌日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 備考 「公売財産」に関する欄が不足するときは、様式第55号の別紙を、「公売に係る滞納金額」欄が不足するときは、様式第17号の別紙を使用すること。

様式第62号

買 受 申 込 書			
年 月 日			
秋田県公安委員会 殿			
住所			
氏名 ㊟			
<p>次のとおり買い受けます。</p> <p>なお、買受人と決定された場合は、指定期日までに必ず買受代金を納付します。</p>			
番 号	売却財産の名称等	数 量	買 受 価 額
			円
<p>(注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 買受申込書は、売却財産の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。 3 入札価額の頭部には、「金」又は「¥」の文字を付けてください。 4 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい用紙を請求してください。 5 架空の名義又は他人の名義を使わないでください。 6 買受申込者は、その提出した買受申込書の引換え、変更又は取消しをすることができません。 			

備考 下欄の空白部分は、最高価申込者等を決定する場合に使用すること。

様式第63号

売却決定取消通知書		
秋公委交指第 年 月 日 号		
殿		
秋田県公安委員会 印		
国税徴収法（昭和34年法律第147号）第 条第 項の規定の例により、次の財産の売却決定を取り消します。		
買受人	住所等	
	氏名等	
滞納者	住所等	
	氏名等	
売却決定の取消しに係る財産	名称、性質及び所在	数量
備考		

- 注1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法第19条の4に規定する日がこの期間内にあるときは、その日まで）に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 3 次のいずれかに該当するときは、1の審査請求に対する判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、(2)又は(3)に該当する場合であっても、地方税法第19条の4に規定する日後は、処分の取消しの訴えを提起することはできません。
- (1) 審査請求があった日の翌日から3か月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 通知文中の国税徴収法の規定による根拠条項は、それぞれ次のように記載すること。

- 1 買受人が買受代金を納付の期限までに納めないため売却決定を取り消す場合は、第115条第4項
- 2 買受人が買受代金を納付する前に滞納者が滞納金を完納したため売却決定を取り消す場合は、第117条

様式第64号

換 価 財 産 の 入 札 等 の 取 消 申 出 書		
年 月 日		
秋田県公安委員会 殿		
住所		
氏名 ㊟		
次の換価財産に係る入札（買受け）を取り消します。		
売却決定の取消しに係る財産	名 称 、 性 質 及 び 所 在	数 量
備 考		

領 収 書

¥

ただし、換価財産の入札等の取消しに係る買受代金
上記金額を領収しました。

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

住所

氏名



様式第66号

買 受 代 金 納 付 書			
年 月 日			
秋田県公安委員会 殿			
住所			
氏名 ㊟			
次のとおり、買受代金を納付します。			
¥ _____			
買 受 財 産	番 号	名 称 、 性 質 及 び 所 在	数 量
売却決定年月日		年 月 日	
買受代金納付期限		年 月 日	
備 考			

様式第67号

換 価 財 産 受 領 書			
年 月 日			
秋田県公安委員会 殿			
住所			
氏名 ⑩			
次の換価財産を受け取りました。			
換 価 財 産	番 号	名 称 、 性 質 及 び 所 在	数 量
備 考			

様式第68号

売 却 決 定 通 知 書			
殿		秋公委交指第 号 年 月 日	
		秋田県公安委員会 印	
<p>次のとおり換価財産の売却を決定しました。 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第 条第 項の規定の例によりこの通知書を交付します。</p>			
買 受 人	住 所 等		
	氏 名 等		
滞 納 者	住 所 等		
	氏 名 等		
売 却 し た 換 価 財 産	名 称 、 性 質 及 び 所 在	数 量	売 却 価 格
			円
代 金 納 付 年 月 日		年 月 日	
備 考			

備考 交付文中の国税徴収法の規定による根拠条項は、それぞれ次のように記載すること。

- 1 買受人に交付する場合は、第118条
- 2 第三債務者に交付する場合は、第122条第1項

様式第69号

取扱電話局	支店(営業所)			
電話加入権売却決定通知書				
秋公委交指第 号 年 月 日				
殿				
秋田県公安委員会 印				
次のとおり電話加入権の売却を決定しました。 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第 条第 項の規定の例により、この通知書を交付します。				
買受人	住所等			
	氏名等			
滞納者	住所等			
	氏名等			
売却した電話加入権	局番	電話番号	電話機の設置場所	売却価格
				円
代金納付年月日		年 月 日		
備考				

備考 交付文中の国税徴収法の規定による根拠条項は、それぞれ次のように記載すること。

- 1 買受人に交付する場合は、第118条
- 2 第三債務者に交付する場合は、第122条第1項

換 価 代 金 等 領 収 書

¥

ただし、 年 月 日付けの配当計算書に基づく換価代金等
上記金額を領収しました。

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

住所

氏名



様式第73号

充 当 済 通 知 書									
秋公委交指第 号 年 月 日									
殿									
秋田県公安委員会 印									
次のとおり、差し押えた金銭（交付要求（参加差押え）により交付を受けた金銭）を放置違反金等に充当しました。									
滞 納 者	住 所 等								
	氏 名 等								
差し押えた金銭又は 交付要求若しくは参 加差押えにより交 付 を受けた金銭			差 押 え 又 は 交 付 要 求 若しくは参加差押え 年月日			金額又は金 種別	交 付 を 受 け た 年 月 日		
			年 月 日				年 月 日		
充 当 し た 徴 収 金	年度	納 期 限	放置違反金	延 滞 金			計	備 考	
		. .	円	円	円	円	円		
		. .							
		. .							
	合 計								
備 考									

- 注1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 3 次のいずれかに該当するときは、1の審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 通知文は、差し押さえた金銭又は交付要求により交付を受けた金銭若しくは参加差押えにより交付を受けた金銭の区分に従って、適宜訂正すること。

残 余 金 領 収 書

¥

ただし、配当した金銭の残余金

上記金額を領収しました。

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

住所

氏名



様式第75号

滞 納 処 分 執 行 停 止 通 知 書						
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 秋公委交指第 号 年 月 日 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 殿 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 秋田県公安委員会 印 </div> <p>次の道路交通法第51条の4第14項の規定に基づく放置違反金等については、あなたの現状を考慮して地方税法第15条の7第1項の規定により、滞納処分の執行を一時停止することにしましたので、同条第2項の規定により通知します。</p> <p>つきましては、速やかに資産の回復に努力され、1日も早く納付されるようお願いします。</p> <p>なお、資力は回復して納付できる状態に至ったにもかかわらず納付されない場合には、執行停止の決定を取り消して滞納処分を再開しなければならないこととなりますので、念のため申し添えます。</p>						
滞 納 金 額	年 度	納 期 限	標 章 番 号	放 置 違 反 金	延 滞 金	備 考
		円	円	
		円	円	
		円	円	
	合 計			円	円	

様式第76号

滞納処分執行停止取消通知書						
秋公委交指第 号 年 月 日						
殿						
秋田県公安委員会 印						
<p>次の道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定による放置違反金等の滞納金額については、 年 月 日付秋公委交指第 号により一時滞納処分の執行停止を決定し、その旨を通知しましたが、本日、地方税法第15条の8第1項の規定により当該滞納処分執行停止の取消しの決定をいたしましたので、同条第2項の規定により通知します。</p> <p>なお、次の金額を 年 月 日までに納付してください。</p> <p>もし、期限までに納付されない場合は、直ちに滞納処分を執行しますので念のため申し添えます。</p>						
滞 納 金 額	年度	納期限	標章番号	放置違反金	延滞金	備考
		円	円	
		円	円	
		円	円	
	合 計			円	円	

- 注1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 3 次のいずれかに該当するときは、1の審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。